

各児童福祉施設 管理者 様

千葉県健康福祉部児童家庭課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底について（その2）

本県の児童福祉の推進については、日頃から多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

児童養護施設等の児童福祉施設は、児童の生活を継続するうえで欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として業務を継続していくことが求められており、各施設におかれましては、強い使命感を持って業務に従事していただいていることに深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止の徹底については、県民や事業者の皆様に対し、これまでのお願いに加え、特措法第24条第9項に基づく協力を7月10日に要請したところですが、本県における新規感染者数は、医療施設や高齢者施設でのクラスターの発生もあり増加する傾向にあります。また、東京都では、新規感染者数が200人を超える状況も発生しており、一層、危機感を強めているところです。

つきましては、業務継続にあっては、引き続き、下記ホームページに掲載している通知などを参考に、改めて感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

記

アドレス : <https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/corona/tuuti.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 健康・医療 > 健康づくり・病気予防
> 感染症対策 > 新型コロナウイルス感染症への対応について > 新型コロナ
ウイルス感染症の対策について > 児童養護施設等における新型コロナウイルス
感染症に関する通知について

【担当】

児童家庭課虐待防止対策推進室

043-223-2322